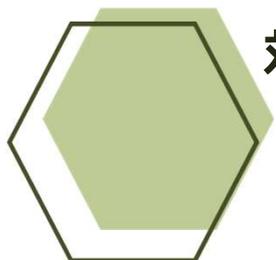


1会計年度あたり  
最大  
**1億円**を  
最長**10年間**※

## 豊中市 宿泊施設立地促進奨励金

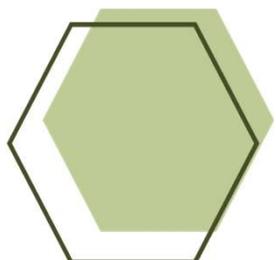
固定資産税額相当額の全額または3/4

広域からの多様な人々を迎え入れ、地域に新たな賑わいを創出



### 対象地域

- 都市機能誘導区域のうち
- ✓千里中央駅周辺区域
- ✓蛍池駅・大阪空港駅周辺区域
- ✓豊中駅・岡町駅周辺区域



### 内容

- ✓土地・建物・設備（償却資産）にかかる固定資産税額相当額の3/4を5年または10年間  
※集会機能を設ける場合は10/10  
※千里中央駅周辺地域都市再生緊急整備地域内のみ10年間
- ✓事業開始後3年を経過した日に1年以上新規に正規雇用している市民1人あたり10万円、上限1,000万円

### 豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎5階）

電話：06-6858-2199

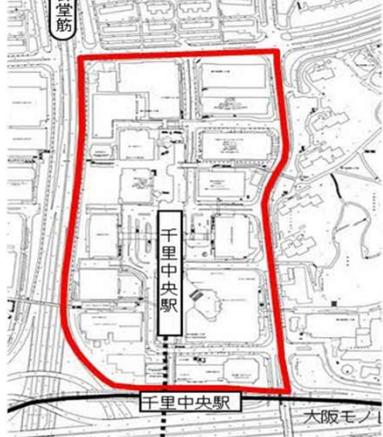
E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

- 💡 新大阪や大阪都心部へのアクセス抜群
- 💡 国際会議などに適した集客ポテンシャル
- 💡 充実した都市機能で長期滞在に最適
- 💡 広域観光拠点としての発展性



## 対象施設

- ✓ 客室数100室以上の新設または建替え
- ✓ 25室以上増室し、客室数合計が100室以上となる増設
- ✓ 複合施設の場合は宿泊施設部分のみ
- ✓ 一体的な空間で床面積が400㎡以上の集会機能〈推奨〉

都市機能誘導区域 (奨励期間5年間)			都市再生緊急整備地域 (奨励期間10年間)
千里中央駅 周辺区域	蛍池駅・大阪空港駅 周辺区域	豊中駅・岡町駅 周辺区域	千里中央駅 周辺地域
			

### 《留意事項》

- 設置者（所有者）が対象です
- 営業開始までに指定通知を受ける必要があります
- 申込にあたっては、建築確認申請までに産業振興課へご相談ください
- 居抜物件の場合は、建築検査済証が必要です

### 豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（第一庁舎5階）

電話：06-6858-2199

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp